

払により乙に生じる金融費用を含む。)については、甲は補償金として、当該費用相当額を乙に支払うものとする。

- 7 甲は、乙に対して、本契約の定めに従い本契約が途中で終了する場合には、乙の請求に基づき、未払にかかる埋立処理等の業務に対する従量料金に未払の期間の維持管理基本料金(但し、第60条第4項に基づいて減額された金額)を日割精算した額を加算して支払うものとする。なお、かかる支払いには、第59条が準用されるものとする。

第7章 補償及び損害賠償

(補償及び損害賠償)

第67条 乙は、甲に対して、甲の責に帰すべき事由により、運営期間の始期が平成16年4月1日よりも遅れた場合には、その遅れた期間において乙が負担した経費に相当する額の補償を請求できるものとする。

- 2 乙は、甲に対して、前項の適用が認められる場合を除き、甲の本契約上の義務の不履行が認められる場合には、かかる義務の不履行によって乙が被る当該債務不履行と相当因果関係にある損害の一切を賠償請求できるものとする。

- 3 甲は、乙に対して、甲の責に帰すべき事由、不可抗力及び法令変更以外の事由により、運営期間の始期が平成18年4月1日よりも遅れた場合には、かかる始期の遅れによって甲が被る損害の賠償を請求できるものとする。

- 4 甲は、乙に対して、前項、第66条、69条及び71条の適用が認められる場合を除き、乙の本契約上の義務の不履行が認められる場合には、かかる義務の不履行によって甲が被る当該債務不履行と相当因果関係にある損害の一切を賠償請求できるものとする。

第8章 その他

(本処分場の修理等に要する経費)

第68条 乙は、甲の責に帰すべき事由により本処分場の修理、改良等を行った場合は、

これらに要した経費については、すべて甲の負担とする。

(法令変更等)

第69条 本契約の期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本処分場について別紙1及び事業者提案図書の仕様及び条件に従った建設が不可能となったとき、維持管理対象施設について別紙2及び事業者提案図書の運営仕様に従った運営を行うことができなくなったとき、本契約及び入札関係書類に定められた要求水準を満たすために追加の費用を要するとき又は本契約若しくは運営仕様の変更が必要と認められるときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- (1) 乙が受けることとなる影響
- (2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の規定による報告に基づき、契約の変更その他これに対応するための措置並びに追加費用の負担及びその支払方法について、速やかに協議会において協議するものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に（法令変更にあつては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅い方の日までに）前項の規定による協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者が追加費用を負担するものとする。

- (1) 本件事業に直接関係する法令等の変更の場合及び乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合 甲
- (2) その他 乙

4 前項第1号の本件事業に直接関係する法令等の変更の場合には、次の各号を含むものとするが、これに限られない。

- (1) 固定資産税等の乙の資産に対する課税の変更（法人税等乙の利益に対する課税の変更を除く）
- (2) 別紙8に掲げるものを含む環境保全基準の変更

(3) その他乙に対し新たに課税するもの

- 5 前三項の規定に基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、固定料金の改定により賄うものとする。
- 6 法令変更により、本契約又は別紙2の運営仕様の変更が可能となり、かかる変更によって処理委託料の減額が可能な場合、第4項第(1)号の課税の変更により乙が納付すべき税金が減額された場合甲及び乙は協議会の協議により本契約又は同運営仕様に必要な変更を行い、処理委託料を減額するものとする。
- 7 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、甲と乙とは、処理委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、処理委託料を調整するものとする。

(法令変更等による解除)

第70条 本契約の締結後に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、事業の継続が不能となったとき又は甲が事業の継続に過分の費用を要するときは、甲は、協議会での協議を経たうえで、本契約を解除できるものとする。

- 2 乙は、融資機関との間で、前項の協議に融資機関を出席させる旨の合意を行うことができるものとする。

(不可抗力)

第71条 甲又は乙は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。

- 2 契約期間中に、不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなった場合又は事業用地若しくは維持管理対象施設（本処分場が建設中の場合を含む）に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、本契約の変更並びに追加費用の負担及びその支払方法について協議会において協議を行うものとする。

3 不可抗力が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、以下の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者が追加費用を負担するものとする。

(1) 設計建設期間中に不可抗力が生じた場合、追加費用額が同期間中の累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙又はその他の被保険者が不可抗力により別紙3第1項の保険の保険金を受領した場合、本項前段の規定より乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする。）を、甲の負担額から控除するものとする。

(2) 運営期間及び管理期間中に不可抗力が生じた場合には、追加費用額が一事業年度につき累計で、100万円に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については、甲が負担するものとする。但し、乙又はその他の被保険者が不可抗力により別紙3第2項の保険の保険金を受領した場合、本項前段の規定より乙が負担すべきこととなる金額を当該保険金額相当額から控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする。）を、甲の負担額から控除するものとする。

4 前二項の規定に基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、固定料金の改定により賄うものとする。

(不可抗力による解除)

第72条 不可抗力事由が7日以上継続する場合において、甲若しくは乙が本契約を履行することができないとき又は本契約の履行に過分の費用を要し、かつ、甲乙間の協議会による協議により本契約が変更されないときは、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の協議について準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第73条 乙が、自らの責めに帰すべき事由により、本契約上の義務の履行に関連して甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を甲又は第三者に対して賠償しなければならない。また、甲が、自らの責めに帰すべき事由により、本契約上の義務の履行に関連して乙又は第三者に損害を及ぼした場合、甲は、当該損害を乙又は第三者に対して賠償しなければならない。

2 本件事業の実施に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水等の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

3 前二項において、甲が第三者から損害賠償請求を受け、乙に帰責性が認められる事由又は本件事業の実施に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水等の事由により第三者に損害が生じた場合（甲が、第三者に対して、事業用地の所有者として、損害賠償の責任を負担する場合で、乙に本処分場の設置、管理の瑕疵につき帰責性が認められるときを含むがこれに限られない。）、乙は、かかる第三者からの請求または紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。また、乙が第三者から損害賠償請求を受け、甲に帰責性が認められる事由により第三者に損害が生じた場合、甲は、かかる第三者からの請求または紛争により乙が負担した費用及び損害について、甲の責任に相当する額の補償を乙に対して行うものとする。

（公租公課の負担）

第74条 本契約及び本件事業の実施に関連して生じる公租公課は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第75条 甲及び乙は、本契約の交渉及び履行過程において相手方より開示された秘密情報（以下、「秘密情報」という。）につき、本契約の目的のために必要な範囲で自らの弁護士、税理士、公認会計士、各種アドバイザー等の専門家又は出資若しくは融資を検討している者（及びその者の弁護士、税理士、公認会計士、各種アドバイザー等の専門家）に開示する場合を除き、相手方の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩しないものとする。但し、法律、政令、規則、条例若しくは甲の町議会の要請又は官公署の命令等により開示を要請された場合には、当該要請に必要な限りで開示することができる。

2 前項の規定に拘わらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から提供又は開示された時点で、すでに公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
- (3) 相手方から提供又は開示された時点で、自己において既に他の当事者に対して秘密

保持義務を負うことなく、保有していた情報

- (4) 法律若しくは契約に違反することなく又は秘密保持義務を負うことなく第三者から提供若しくは開示された情報

(計算書類の提出)

第76条 乙は、各事業年度の終了後3ヶ月以内に、公認会計士資格を有する者による監査を受けた貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案若しくは損失処理案並びにこれらの附属明細書を甲に提出しなければならない。

第9章 雑 則

(融資機関との協議等)

第77条 甲は、融資機関と、双方の通知事項、担保の実行等について協議をし、協定等を締結することができる。

(新株の発行等)

第78条 乙は、新株又は新株予約権を発行する場合は、甲の事前の承諾を得なければならない。

2 乙は、本契約に基づき本処分場の出来形部分又は維持管理対象施設を甲に移管した日から540日を経過するまで解散してはならない。

3 乙は、本契約に基づき本処分場又はその出来形部分を甲に移管した日から1年を経過するまで解散してはならない。

(甲による債務の履行及び本処分場の有償取得)

第79条 本契約の締結後に甲が本契約の規定に従い新たに債務を負担するものが生じた場合、甲は予算の定めるところの他、適用ある法令及び条例が規定する手続に従い当該債務を履行し、これを支払うものとする。

2 本契約の規定に従い甲が乙から有償で本処分場又はその出来形部分の移管を受ける場合、甲及び乙は当該移管に関し本契約の条項を反映の上別途約定を結ぶものとし、当該約

定に従い甲がその対価の支払いを約することにより、甲は本処分場又はその出来形部分の移管をうけるものとする。なお、第1項が規定する「甲が本契約の規定に従い新たに債務を負担するもの」には、本契約の規定に従い甲が乙から有償で本処分場又はその出来形部分の移管を受ける場合を含むものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項が規定する約定が成立しない場合には、甲はこれにより乙が被った損害を賠償するものとする。

4 本契約の規定に従い甲が乙から有償で本処分場の出来形部分又は維持管理対象施設の移管を受ける場合で、甲がその代金を分割払いにて支払うときは、甲は、乙と協議の上、乙の本事業に係る当初借入金として甲が認めるものに付された金利と同等の金利を上限とし、乙が分割払いにより被る影響を軽減するために必要となる金利を付するものとする。なお、乙は、その負担する上記借入金（ただし、借り替え又は条件変更後の借り入れを含む）の金利を軽減するよう努力しなければならない。

5 乙は、本契約が解除され、甲に本処分場の出来形部分又は維持管理対象施設を移管する場合及び期間満了により甲に本処分場を移管する場合で、移管目的物の所有権の移転が生じる場合には、担保権、用役物権、貸借物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転しなければならない。

6 乙は、本契約が期間満了又は解除により終了し、甲に本処分場又はその出来形部分を移管する場合には、移管手続終了までの間、自らの費用負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。ただし、第70条第3項、第71条の規定により本契約が解除される場合は、かかる維持保全の費用は甲が負担するものとする。

(甲の支払)

第80条 甲がこの契約に基づいて金員の支払を行う場合、乙が甲に対して既に履行期の到来した金銭債務があるときには、甲は当該金銭債務の金額を控除して乙に支払いを行うことができる。

(請求、通知等の様式その他)

第81条 本契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、承諾及び解除は、本契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 4 本契約における期間の定めについては、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法の定めるところによる。

（通貨及び端数処理）

第82条 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

- 2 本契約に基づく金銭債務の額の算定にあたり、小数点以下はこれを切り捨てるものとする。

（解釈）

第83条 甲が本契約の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき建設、運営、維持管理等の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（準拠法及び裁判管轄）

第84条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

- 2 本契約に関連する紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

（疑義についての協議）

第85条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 基本仕様等

1. 基本仕様

以下の受入対象物（埋立対象物）受入れ、埋め立てることが出来る仕様にする事。

- ① 不燃ごみ
- ② 焼却残渣
- ③ 空缶処理施設からの不燃残渣

2. 基本条件

- (1) 埋立構造 : 準好気性埋立構造
- (2) 埋立方式 : セル方式
- (3) 廃棄物埋立容量 : 42,000m³

- (4) 埋立処分容量（覆土含む） : [] m³
 - 第1期埋立処分容量 : [] m³
 - 第2期埋立処分容量 : 54,000 m³
 - 第3期埋立処分容量 : 54,000 m³

- (5) 埋立前処理設備 : [] t/h

- (6) 保管設備
 - 保管容量 : [] m³

以 上

別紙2 運営仕様

落札者の提案に基づいて以下に示す運營業務の大項目毎に、具体的な作業内容を作成する。

- (1) 受入ごみの搬入管理
- (2) 埋立前処理対象物管理
- (3) 埋立作業管理
- (4) 施設管理
- (5) 環境管理
- (6) プラスチック製容器包装及び硬質プラスチック製品の保管管理
- (7) 記録管理
- (8) 衛生管理
- (9) 既存処分場に関連する管理
- (10) 埋立容量の管理
- (11) 維持管理・運營業務の報告
- (12) 見学者対応
- (13) 災害発生時等の協力
- (14) その他事業者の提案する運營業務項目

別紙3 保険（金額等について要検討）

1. 建設に関する保険

ア 履行保証保険

【付保対象】 工事受注者の債務不履行により当該契約を解除した場合の事業者に対する金銭補償

【付保期間】 請負契約締結日から甲への引渡し日まで

【補填限度額（補償額）】 の10%

【契約者】 乙または工事受注者

【保険受取人】 甲または乙

イ 請負業者賠償責任保険（土木・建築施設）

【付保対象】 施設の建設工事に伴う法律上の賠償責任

【付保期間】 施設の着工日から甲への引渡し日まで

【補填限度額（補償額）】 対人1名2億円1事故10億円、対物1事故100億円

【契約者】 乙又は工事受注者

【保険受取人】 乙または工事受注者

ウ 請負業者賠償責任保険（浸出水処理施設）

【付保対象】 施設の建設工事に伴う法律上の賠償責任

【付保期間】 施設の着工日から甲への引渡し日まで

【補填限度額（補償額）】 対人：1名当たり5億円、1事故当たり5億円
対物：1事故当たり5億円

【契約者】 乙または工事受注者

【保険受取人】 乙または工事受注者

エ 土木工事保険

【付保対象】 土木工事中における不測または突発的な事故等による工事目的物等の損害

【付保期間】 施設の着工日から甲への引渡し日まで

【補填限度額（補償額）】 1事故1億円、最大2億円

【契約者】 乙または工事受注者

【保険受取人】 乙または工事受注者

2. 運営及び維持管理に関する保険

ア 火災保険

- 【付保対象】 本処分場
- 【付保期間】 運営期間
- 【補填限度額（補償額）】：1億円
- 【契約者】 乙
- 【保険受取人】 乙

イ 生産物賠償保険

- 【付保対象】 水処理施設の修繕補修工事に伴う法律上の賠償責任
- 【付保期間】 運営期間
- 【補填限度額（補償額）】 1件あたり7億円
- 【契約者】 乙又は乙から業務委託を受けた者
- 【保険受取人】 乙又は乙から業務委託を受けた者

ウ 請負賠償責任保険

- 【付保対象】 本処分場の施設の運営・維持管理に伴う乙への賠償責任
- 【付保期間】 運営期間
- 【補填限度額（補償額）】 1件あたり7億円
- 【契約者】 乙又は乙から業務委託を受けた者
- 【保険受取人】 乙又は乙から業務委託を受けた者

エ 施設賠償責任保険

- 【付保対象】 本処分場の施設の運営・維持管理に起因した第三者への賠償責任
- 【付保期間】 運営期間
- 【補填限度額（補償額）】 1件あたり7億円
- 【契約者】 乙又は乙から業務委託を受けた者
- 【保険受取人】 乙又は乙から業務委託を受けた者

以上

別紙4 施工前提出書類

設計完了後に提出する資料として、甲が指定する以下の図書を提出すること。

書類	提出仕様及び部数	その他
実施設計図一式	見開き A1 版製本：3 部 見開き A3 版製本：3 部 電子ファイル：1 式	各工種別及び土木、建築（本体、電気、設備）、プラント（機械、電気）の別に整理されたもの
設計計算書一式	A4 製本：3 部 電子ファイル：1 式	
要求水準及び提案内容を満足していることが確認できる資料	A4 製本：3 部 電子ファイル：1 式	内容については、町との協議による。
施工計画書（検査要領書・試運転要領書含む）	A4 製本：3 部 電子ファイル：1 式	
工事費内訳書	A4 製本：3 部 電子ファイル：1 式	
生活環境影響調査書	A4 製本：3 部	
整備計画書等各種申請書類一式	各 1 部	
その他必要資料		

「要求水準及び提案内容を満足していることが確認できる資料」については以下の項目によるものとする。

1. 要求水準書及び提案内容に示される性能が確認できる平面図、断面図、詳細図その他の図面
2. 要求水準書及び提案内容に示される性能が確認できる構造計算書、容量計算書、性能確認説明書その他の書類
3. その他本処分場の建設工事の施工に必要な資料として甲の指定するもの

なお、上記資料の第 1 項及び第 2 項については、下記の施設・設備毎に提出するものとする。

- 1) 貯留構造物
- 2) しゃ水工
- 3) 保有水等の集排水設備
- 4) 発生ガス排除設備
- 5) 浸出水処理施設
- 6) 浸出水調整池

- 7) 搬入管理施設
- 8) 地下水モニタリング設備
- 9) 飛散防止設備及び門扉・囲障設備
- 10) 防災調整池
- 11) 洗車設備
- 12) その他提案による施設・設備

以 上

別紙5 全体工事工程表

- 1. 環境影響調査完了予定日：平成[]年[]月[]日
- 2. 設置許可取得予定日 ：平成[]年[]月[]日
- 3. 着工予定日 ：平成[]年[]月[]日
- 4. 運営開始予定日 ：平成[]年[]月[]日

以 上

別紙6 維持管理基準

本処分場の維持管理基準は次のとおりとする。

1. ダイオキシン類対策特別措置法、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」平成10年7月16日 環水企第301号 衛環63号)、廃棄物最終処分場性能指針、排水基準を定める省令その他関係法令に示される一般廃棄物最終処分場の維持管理基準を満たすこと。
2. 前項のほか、乙の提案する維持管理方法・維持管理基準を満たすこと。

以 上

別紙 7 竣工時の提出図書

竣工時の提出図書

竣工時の提出図書は以下に基づいて提出すること。

書類	提出仕様及び部数	その他
竣工図	金文字製本 A4 版：3 部 見開き A1 版製本：3 部 見開き A3 版製本：3 部 電子ファイル：1 式	各工種別及び土木、建築（本体、電気、設備）、プラント（機械、電気）の別に整理されたもの
検査及び試験成績書	3 部 電子ファイル：1 式	
工事記録写真	3 部 電子ファイル：1 式	
国庫補助申請書等各種申請書類一式	各 1 部	
その他必要資料		

以上

別紙8 環境保全基準

乙は、以下の基準を遵守して、本処分場周辺の環境保全に努めなければならない。

1. 廃掃法（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、河川法（昭和39年法律第167号）、砂防法（明治30年法律第29号）、森林法（昭和26年法律第249号）、廃棄物最終処分場性能指針その他関連する法令に定められる規制値

2. 事業者が事業用地で発生する浸出水を処理し、排水するにあたり、以下の基準を満たして自ら設定する排水基準

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 水素イオン濃度 (pH) | : 5.8 以上 8.6 以下 |
| (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) | : 20 mg/L 以下 |
| (3) 浮遊物質 (SS) | : 10 mg/L 以下 |
| (4) ダイオキシン類 | : 10 pg/L 以下 |
| (5) その他の水質項目 | |
| ・排水基準を定める総理府令 | |

3. その他、事業者が本処分場の運営にあたり、自ら設定する規制基準

以 上

別紙9 搬入禁止物

搬入禁止物	内容
燃やせるごみ	台所ごみ、紙くず、雑巾、布きれ、植木・板くず、貝殻、落葉、紙おむつ、 布 グローブ・財布、紙製容器 など
プラスチックごみ	プラスチック製容器包装 卵パック、ヤクルト、ヨーグルトの容器、食料の容器、発泡スチロール、イチゴなど各種パック類、スーパーの袋・菓子袋・ラップ類、洗剤容器、シャンプー、カップラーメンなどの容器（紙製は除く）、調味料袋、弁当がら（コンビニなどの容器） その他プラスチック 衣装ケース、ポリバケツ、ポリタンク、ビニールホース、プラスチック製コンテナ・カゴ、洗面器、プラスチック製食器・容器・ケース、定規などの文房具、CDやカセットテープのケース、おもちゃ（プラスチック製） など
小型家電	扇風機、ステレオ、ラジオカセット、パソコン、ワープロ、ビデオデッキ、電話機・携帯電話、電卓、炊飯器 など
ペットボトル	
有害ごみ	乾電池、蛍光管・体温計（水銀式）
金属類	やかん、鍋、空缶、その他鉄くず、トタン板、ハリガネハンガー、物干しざお、園芸用支柱、こうもり傘（骨の部分のみ）、金属製のびんのふた、金属製の自転車・三輪車、小物金属類（釘、ビスなど）、石油ストーブ、ガスレンジ、電子レンジ、金属製の電化製品 など
びん類	リサイクルびん、使い捨てびん
古紙・布類	新聞紙・雑誌、ダンボール箱、古着、牛乳パック
町が収集しないごみ	タイヤ、バイク、ガスボンベ、消火器、農薬容器、ペンキ、バッテリー、廃油、農業用のマルチ、ビニール類、家電リサイクル対象機器
その他	産業廃棄物 特別管理一般廃棄物

以上

別紙10 設備点検・検査・補修・更新計画

落札者の提案に基づいて、以下の計画を作成する。

- (1) 点検・検査計画
- (2) 補修計画
- (3) 更新計画

別紙11 ~~日報・月報・半期報告書・年間報告書作成提出要領~~

(1) 日報

1) 記載項目

- ①受入廃棄物量（町が指示する種別毎）
- ②前処理量
- ③不燃ごみから可燃性のごみとして選別した量、搬出量
- ④不燃ごみから金属系のごみとして選別した量、搬出量
- ⑤プラスチック製容器包装・硬質プラスチック製品受入量、搬出量
- ⑥点検・検査、補修、更新に関する事項
- ⑦環境計測に関する事項
- ⑧埋立管理に関する事業
- ⑨その他町の指示する事項

2) 提出頻度：原則として週に1回

3) 提出場所：[

(2) 月報

1) 記載項目

- ①受入廃棄物量（町が指示する種別毎）
- ②前処理量
- ③不燃ごみから可燃性のごみとして選別した量、搬出量
- ④不燃ごみから金属系のごみとして選別した量、搬出量

別紙12 計測要領

I 第49条（運営期間における環境計測）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

II 第50条関係（運営期間における運営状況管理）

1. 頻度
2. 方法
3. 報告

[各項目の詳細は協議による。]

別紙13 引渡条件

維持管理対象施設が、以下の条件を具備すること

1. 良好な状態を維持し、かつ相当な期間においてその状態を維持しうること（但し、入札関係図書及び事業者提案図書に定める維持管理対象施設の性能基準を引渡時点において満たす限りにおいて、通常の使用に基づく損耗及び摩滅を特に回復する必要はないものとする。その他詳細は協議会の協議により決定する。）
2. 備品、重機その他の物が撤去されていること（但し、乙の所有する物のうち、甲が別途指定する物は除く。）
3. その他協議会の協議により決定した条件を具備すること

なお、上記の取引条件が満たされていることを確認するために甲が実施する検査の内容、方法等については、第3項の条件が協議会で決定された後、甲が定めて乙に通知するものとする。

以上

別紙14 処理委託料の改定方法

1. 賃借料については、運営期間の開始までに次の改定を行う。
 - (1) 提案書の提出時に示した元本及びスプレッドから賃借料を算定する。
 - (2) 賃借料算定の金利は、基準金利と提案スプレッドの合計とする。
 - (3) 半年賦30回払いの元利均等償還とする。
 - (4) 基準金利は、平成18年1月末日の下記金利を採用する。

TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時)とする。

2. 処理委託料については、下記の算式に従い毎年改訂されるものとする。

<運営期間における平成a年度の委託料>

$$(PB + (P1 \times V1) + (P2 \times V2)) \times CPI_{(a-1)} / CPI_{15}$$

CPI_x : 平成X年度平均の消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」)

PB : 維持管理基本料金

$P1$: 埋立単価(円/t)

$P2$: 前処理単価(円/t)

$V1$: 埋立量(t)

$V2$: 埋立前処理量(t)

以上

別紙15 減額等の方法

下記の定めに従い、甲の支払を減額等する。

1. 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、維持管理基本料金及び従量料金とする。

2. 減額等の措置を講じる事態

減額等の措置を講じる事態とは、本契約書、入札関係図書及び応募者提案に示すサービスの内容が町に提供されない状態をいう。

3. 減額等の決定過程

(1) 本契約に定めるモニタリングの結果、上記2に規定される事態を乙が確認した場合、本契約に従いその重要度、緊急度及び社会通念上想定される改善に必要な時間を踏まえ、乙が、相当な期間を定めて乙の業務内容の改善を命ずるものとする。

(2) 乙が提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。

4. 減額等の決定

甲は、支払対象期間（各年度の半年間）の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、以下に規定される減額等の措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10以上	支払停止

5. 支払留保

(1) 累積ペナルティポイントが10以上の場合、上記4に従い支払留保とするが、翌半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが4以下であれば、翌半期分の支払時に、支払停止にかかる維持管理基本料金及び従量料金の80%をあわせて支払う。（PP4超の場合の取扱いにつき要検討）

(2) ある半期の累積ペナルティポイントが10以上の場合で、翌半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除する。

6. 異議申立て

乙は、上記3.の乙の確認及び是正期間の妥当性について異議がある場合は、協議会の開催を甲に申入れることができる。

以 上